

電気事業法に係る立入検査結果

平成30年度第4四半期（31. 1月～3月）の状況

<今期検査結果の概要>

今期は事業用電気工作物0事業場、自家用電気工作物16事業場の立入検査を実施しました。その結果、次の事項を指摘しました。

なお、指摘した事項については、検査を実施した日から原則30日以内に改善の報告を求め、改善状況について確認しています。

<今期検査の実施事業場数等>

検査実施事業場数	うち指摘事項等のあった事業場数
16	5

<主な指摘事項等>

指摘事項	該当条文等	指摘件数
接地抵抗値が基準を満足していない	電技解釈第17条	1
発電所、高圧受変電設備の出入り口に立入禁止の表示がない	電技解釈第38条	1
年次点検に係る低圧の絶縁抵抗値が判定基準を満足していない	電技解釈第58条	1
年次点検の記録が適切に管理されていない	保安規程	1
保安教育について実施記録が確認できない	保安規程	1
保安訓練について実施記録が確認できない	保安規程	1
工事・巡視・年次点検記録を主任技術者が確認していない	保安規程	1
各種点検表・記録表と保安規程点検基準との関係性が不明確	保安規程	1
保安規程が実態に即していない(組織図)	保安規程	1
異常時(落雷時)における巡視点検の確認ができない(風力発電所)	保安規程	1
補修記録の保存が確認できない(風力発電所)	保安規程	1
人身災害対策手順が整備されていない(風力発電所)	保安規程	1
高圧用の機械器具等を取扱者が安全に点検できない。 ※1つのキュービクルを2つの自家用電気工作物が共用している。	その他	1